

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## デジタルカメラと少額減価償却資産

Q: 当社は、15万円のデジタルカメラと12万円のイメージメモリーカードを購入しました。これらは、一体となって機能を果たしていますので、少額減価償却資産の判定は合計額で行うのでしょうか。

A: 取得価額が20万円未満かどうかの判定は、別々に行います。

### 【解説】

デジタルカメラは、撮影した画像をフィルムに写すものではなく、撮影した画像を電気的なデジタル信号としてイメージメモリーカードに記録するものです。そのため、いちいちフィルムを現像する必要がなく、撮影後即座に再生してカラーモニターで見ることができます。

ところで、デジタルカメラとイメージメモリーカードは一体となって機能を果たしているとのことですが、今までのフィルムと同様にイメージメモリーカードは互換性があり、かつ、単独で購入することができること、更に、耐用年数省令別表第一の「器具及び備品」の構造又は用途が異なることから、別々に取得価額が20万円未満かどうかを判定することになります。

ちなみに、デジタルカメラの耐用年数は写真機であることに変わりありませんので、「器具及び備品」の「4光学機器及び写真製作機器」の「カメラ」の5年となり、イメージメモリーカードは「11前掲のもの以外のもの」の「その他のもの」の「その他のもの」の5年を適用することになります。

